

令和4年

第10回教育委員会会議

議案第25号

秋田県教育委員会

議案第二十五号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案
 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則（平成元年秋田県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号。以下「法」という。）の施行については、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号。以下「施行法」という。）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「施行規則」という。）</p> <p>のほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>に定めるも</p> <p>(免許状の授与申請)</p> <p>第二条 免許状の授与を受けようとする者（次条の規定により免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、教育職員免許状授与等申請書（以下「県教育委員会」という。）に願い出なければならぬ。</p> <p>に次の書類を添えて秋田県教育委員会</p> <p>一 履歴書</p> <p>二 誓約書</p> <p>三 略</p> <p>(一)～(五) 略</p> <p>(六) 略</p> <p>四 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号。以下「法」という。）の施行については、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号。以下「施行法」という。）、「教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「施行規則」という。）及び免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>に定めるも</p> <p>(免許状の授与申請)</p> <p>第二条 免許状の授与を受けようとする者（次条の規定により免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、教育職員免許状授与等申請書（様式第一号）に次の書類を添えて秋田県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に願い出なければならぬ。</p> <p>一 履歴書（様式第二号）</p> <p>二 誓約書（様式第三号）</p> <p>三 略</p> <p>(一)～(五) 略</p> <p>(六) 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書</p> <p>(七) 略</p> <p>四 略</p>

(教育職員検定の申請)

第三条 教育職員検定による免許状の授与を受けようとする者は、教育職員検定申請書に次の書類を添えて県教育委員会に願出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 誓約書
- 三 人物に関する証明書
- 四 身体に関する証明書
- 五 略

(一) 実務に関する証明書

(七) 臨時免許状にあつては、勤務しようとする学校の校長の教育職員臨時免許状授与等申請書

六 略

(施行法による免許状の交付申請)

第五条 施行法第一条の規定により、同条第一項の表の上欄に掲げる免許状を有する者が、その区分に応じ、同表の下欄に掲げる教員の免許状の交付を受けようとするときは、教育職員免許状交付申請書に旧令による教員免許状の写しを添えて県教育委員会に願出なければならない。

2 教育職員免許法施行法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十七号)第一条第二項の規定により、旧令による教員免許状に記載した科目に相当する教科以外の教科について免許状の交付を受けようとするときは、教育職員免許状交付申請書に次の書類を添えて県教育委員会に願出なければならない。

- 一 旧令による教員免許状の写し
- 二 実務に関する証明書又は学業成績証明書

(教育職員検定の申請)

第三条 教育職員検定による免許状の授与を受けようとする者は、教育職員検定申請書(様式第四号)に次の書類を添えて県教育委員会に願出なければならない。

- 一 履歴書(様式第二号)
- 二 誓約書(様式第三号)
- 三 人物に関する証明書(様式第五号)
- 四 身体に関する証明書(様式第六号)
- 五 略

(一) 実務に関する証明書(様式第七号)

(七) 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

(八) 臨時免許状にあつては、勤務しようとする学校の校長の教育職員臨時免許状授与等申請書(様式第八号)

六 略

第五条 削除

(施行法による免許状の交付申請)

第六条 施行法第一条の規定により、同条第一項の表の上欄に掲げる免許状を有する者が、その区分に応じ、同表の下欄に掲げる教員の免許状の交付を受けようとするときは、教育職員免許状交付申請書(様式第九号)に旧令による教員免許状の写しを添えて県教育委員会に願ひ出なければならぬ。

2 教育職員免許法施行法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十七号)第一条第二項の規定により、旧令による教員免許状に記載した科目に相当する教科以外の教科について免許状の交付を受けようとするときは、教育職員免許状交付申請書(様式第九号)に次の書類を添えて県教育委員会に願ひ出なければならぬ。

- 一 旧令による教員免許状の写し
- 二 実務に関する証明書(様式第七号)又は学業成績証明書

(有効期間の更新の申請)

第七条 免許状更新講習の課程を修了した者が、法第九条の第二項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとするときは、教育職員免許状有効期間更新申請書(講習修了者用)(様式第十号)に次の書類を添えて県教育委員会に願ひ出なければならぬ。

- 一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を証する書類
- 二 免許状の写し、免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類
- 三 免許状の氏名又は本籍地に変更があつた者にあつては、戸籍抄本
- 四 その他県教育委員会が必要と認める書類

2 施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者が、法第九条の第二項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとするときは、教育職員免許状有効期間更新

申請書（講習免除者用）（様式第十一号）に次の書類を添えて県教育委員会に願出なければならない。

一 免許状の写し、免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類

二 免許状の氏名又は本籍地に変更があつた者にあつては、戸籍抄本

三 その他県教育委員会が必要と認める書類

（有効期間の延長の申請）

第八条 法第九条の二第五項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、教育職員免許状有効期間延長申請書（様式第十二号）に次の書類を添えて県教育委員会に願出なければならない。

一 免許状の写し、免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類

二 免許状の氏名又は本籍地に変更があつた者にあつては、戸籍抄本

三 その他県教育委員会が必要と認める書類

（更新講習修了確認の申請）

第九条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定により免許状更新講習の課程を修了したことの確認を受けようとする者は、更新講習修了確認申請書（様式第十三号）に次の書類を添えて県教育委員会に願出なければならない。

一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

二 免許状の写し、免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類

三 免許状の氏名又は本籍地に変更があつた者にあつては、戸籍

抄本

四 その他県教育委員会が必要と認める書類

(免許状更新講習修了後の期間確認の申請)

第十条 改正法附則第二条第三項第三号の規定により免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める期間内にあることの確認を受けようとする者は、免許状更新講習修了後の期間確認申請書(様式第十四号)に次の書類を添えて県教育委員会に願い出なければならぬ。

一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を証する書類

二 免許状の写し、免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類

三 免許状の氏名又は本籍地に変更があつた者にあつては、戸籍抄本

四 その他県教育委員会が必要と認める書類

(修了確認期限の延期の申請)

第十一条 改正法附則第四条の規定により修了確認期限の延期を受けようとする者は、修了確認期限延期申請書(様式第十五号)に次の書類を添えて県教育委員会に願い出なければならぬ。

一 免許状の写し、免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類

二 免許状の氏名又は本籍地に変更があつた者にあつては、戸籍抄本

三 その他県教育委員会が必要と認める書類

(免許状更新講習を受ける必要がない者の認定の申請)

第十二条 改正法附則第五条第五項の規定により免許状更新講習を受ける必要がない者の認定を受けようとする者は、免許状更新講習

(書換え又は再交付)

第六条 法第十五条の規定により免許状の書換えを受けようとする者は、教育職員免許状書換え申請書及び戸籍抄本を添えて県教育委員会に願出なければならぬ。

2 法第十五条の規定により免許状の再交付を受けようとする者は、教育職員免許状再交付申請書により県教育委員会に願出なければならない。

(単位の修得方法)

第七条

1 5 略

6 法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの
の単位の修得方法は、別表第六に定めるところによる。

習免除申請書(様式第十六号)に次の書類を添えて県教育委員会に願出なければならない。

- 一 免許状の写し、免許状授与証明書その他免許状を有することを証する書類
- 二 免許状の氏名又は本籍地に変更があつた者にあつては、戸籍抄本
- 三 その他県教育委員会が必要と認める書類

(書換え又は再交付)

第十三条 法第十五条の規定により免許状の書換えを受けようとする者は、教育職員免許状書換え申請書(様式第十七号)に免許状及び戸籍抄本を添えて県教育委員会に願出なければならぬ。

2 法第十五条の規定により免許状の再交付を受けようとする者は、教育職員免許状再交付申請書(様式第十八号)により県教育委員会に願出なければならない。

(単位の修得方法)

第十四条

1 5 略

6 法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの(施行規則第十八条の四に規定する場合を除く。)の単位の修得方法は、別表第六に定めるところによる。

(免許状更新講習を受講できる者)

第十五条 更新講習規則第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 県教育委員会又は県内の市町村教育委員会(以下「教育委員会」と総称する。)の教育長(教育職員として任命され、又は雇用されたことがある者)に限る。次条第一項第一号及び第十七

条第一項第一号において同じ。)

二 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会において指導主事、社会教育主事又は管理主事となっているもの

三 前二号に掲げる者のほか、県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会の職員となっているものうち、県教育委員会の教育長(以下「県教育長」という。)が別に定めるもの

2 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き国、地方公共団体、国立大学法人秋田大学、公立大学法人秋田県立大学、公立大学法人国際教養大学又は独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となっているものうち、県教育長が別に定めるもの

二 県内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)を設置する私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という。)の理事(教育職員として任命され、又は雇用されたことがある者に限る。以下同じ。)

(更新講習修了確認を受けなければならない者)

第十六条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号。以下「改正省令」という。)附則第三

条第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 教育委員会の教育長
 - 二 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会において指導主事、社会教育主事又は管理主事となっているもの
 - 三 前二号に掲げる者のほか、県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会の職員となっているものうち、県教育長が別に定めるもの
- 2 改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き地方公共団体又は国立大学法人秋田大学の職員となっているものうち、県教育長が別に定めるもの
 - 二 学校法人又は社会福祉法人の理事

(免許状更新講習を受ける必要がない者)

第十七条 施行規則第六十一条の四第二号及び改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 教育委員会の教育長
- 二 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会において指導主事、社会教育主事又は管理主事となっているもの
- 三 前二号に掲げる者のほか、県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会の職員となっているものうち、県教育長が別に定めるもの

2 施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き国、地方公共団体、国立大学法人秋田大学、公立大学法人秋田県立大学、公立大学法人国際教養大学又は独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となつているもののうち、県教育長が別に定めるもの

二 学校法人又は社会福祉法人の理事

3 施行規則第六十一条の四第五号及び改正省令附則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、次に掲げる表彰であつて、当該表彰の日が、普通免許状若しくは特別免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの十年の期間内にあるものとする。

一 優秀教員に対する文部科学大臣表彰

二 秋田県教育委員会表彰規則（昭和二十八年秋田県教育委員会規則第十二号）第二条第一号に該当する個人に対する表彰

4 改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県内の公立学校の教育職員として任命された者であつて、任命権者の要請に応じ、引き続き地方公共団体又は国立大学法人秋田大学の職員となつているものうち、県教育長が別に定めるもの

二 学校法人又は社会福祉法人の理事

第十八条 略

第八条 略

（非常勤講師の届出）

第九条 法第三条の二第一項の規定により、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を非常勤講師に任命し、又は雇用しようとする者は、非常勤講師届出書 に当該任命し、

（非常勤講師の届出）

第十九条 法第三条の二第一項の規定により、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を非常勤講師に任命し、又は雇用しようとする者は、非常勤講師届出書（様式第十九号）に当該任命し、

又は雇用しようとする者の履歴書
委員会に届け出なければならない。
を添えて県教育

(免許教科以外の教科担任許可申請)

第十条 法附則第二項の規定により免許教科以外の教科の担任の許可を受けようとする者は、免許教科以外の教科担任許可申請書により県教育委員会に願出なければならない。

(免許状の授与証明の申請)

第十一条 免許状の授与証明を受けようとする者は、教育職員免許状授与証明書交付申請書により県教育委員会に願出なければならない。

(特別免許状等の様式)

第十二条 特別免許状の様式は様式第一号のとおりとし、臨時免許状の様式は様式第二号のとおりとする。

(免許状返納時の理由書の提出)

第十三条 法第十条第一項及び第十一条第四項の規定により免許状が失効した者は、免許状を紛失したときは、その理由を記載した書類を県教育委員会に提出しなければならない。

第十四条 略

別表第一 法別表第三の規定により免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法(第七条関係)

一 三 略

四 施行規則附則第三十五項及び第三十六項の規定の適用を受け

又は雇用しようとする者の履歴書(様式第二号)を添えて県教育委員会に届け出なければならない。

(免許教科以外の教科担任許可申請)

第二十条 法附則第二項の規定により免許教科以外の教科の担任の許可を受けようとする者は、免許教科以外の教科担任許可申請書(様式第二十号)により県教育委員会に願出なければならない。

(免許状の授与証明の申請)

第二十一条 免許状の授与証明を受けようとする者は、教育職員免許状授与証明書交付申請書(様式第二十一号)により県教育委員会に願出なければならない。

(特別免許状等の様式)

第二十二条 特別免許状の様式は様式第二十二号のとおりとし、臨時免許状の様式は様式第二十三号のとおりとする。

(免許状返納時の理由書の提出)

第二十三条 法第十条第一項、第十一条第四項及び改正法附則第二十条第五項の規定により免許状が失効した者は、免許状を紛失したときは、その理由を記載した書類を県教育委員会に提出しなければならない。

第二十四条 略

別表第一 法別表第三の規定により免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法(第十四条関係)

一 三 略

四 施行規則附則第三十八項及び第三十九項の規定の適用を受け

る場合
(一)・(二) 略

別表第二 法別表第五の規定により免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法（第七条関係） 略

別表第三 法別表第六の規定により免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法（第七条関係） 略

別表第四 法別表第六の二の規定により免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法（第七条関係） 略

別表第五 法別表第七の規定により特別支援学校教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法（第七条関係） 略

別表第六 法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法（第七条関係）

受け 有す	よう るこ	とす とを	る免 必要	許状 とす	種の る学	類 校の	状 免許
最低	在職	年数	に加	える	在職	年数	
教	科	に	関	す	る	専	事
保	育	内	容	の	指	法	関
各教	科の	指	法に	関す	導	目	
道德、総合的な学習の時	間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する	科			道德	論及	導法
					生徒	の理	び指
					教育	相談	論及
					進路	（カ）	ウン
						及び	セリ
						指導	リア
大学	が独	自に	設定	する	科目		
最低	修得	単位	数				

る場合
(一)・(二) 略

別表第二 法別表第五の規定により免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法（第十四条関係） 略

別表第三 法別表第六の規定により免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法（第十四条関係） 略

別表第四 法別表第六の二の規定により免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法（第十四条関係） 略

別表第五 法別表第七の規定により特別支援学校教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法（第十四条関係） 略

別表第六 法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法（第十四条関係）

受け 有す	よう るこ	とす とを	る免 必要	許状 とす	種の る学	類 校の	状 免許
最低	在職	年数	に加	える	在職	年数	
教	科	に	関	す	る	専	事
保	育	内	容	の	指	法	関
各教	科の	指	法に	関す	導	目	
道德、総合的な学習の時	間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する	科			道德	論及	導法
					生徒	の理	び指
					教育	相談	論及
					進路	（カ）	ウン
						及び	セリ
						指導	リア
大学	が独	自に	設定	する	科目		
最低	修得	単位	数				

(施行期日)

1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の教育職員免許法施行細則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和四年六月二十三日提出

理由

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）による教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の一部改正に伴い普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請等に係る規定を廃止する等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）による教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部改正に伴い普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新等に係る規定を削除する等の必要がある。

2 改正内容

(1) 次の規定を削ることとする。

- ① 普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請（第7条関係）
- ② 普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請（第8条関係）
- ③ 免許状更新講習の課程を修了したことの確認の申請（第9条関係）
- ④ 免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める期間内にあること
の確認の申請（第10条関係）
- ⑤ 修了確認期限の延期の申請（第11条関係）
- ⑥ 免許状更新講習を受ける必要がない者の認定の申請（第12条関係）
- ⑦ 免許状更新講習を受講できる者（第15条関係）
- ⑧ 更新講習修了確認を受けなければならない者（第16条関係）
- ⑨ 免許状更新講習を受ける必要がない者（第17条関係）

(2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

- (1) この規則は、令和4年7月1日から施行することとする。
- (2) この規則による改正前の教育職員免許法施行細則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができることとする。